

火災被災者の方のための長井市の支援窓口一覧

被害に遭われた皆様には、心からお見舞いを申し上げます。不安なことがあればいつでも市役所にお越しいただき、心易くご相談ください。その際の参考にしていただければと一覧を作成いたしましたのでご活用ください。

① 罹災証明書の交付（西置賜行政組合 消防本部）（88-1212）

火災により被害に遭われたときは、消防本部で罹災証明書を発行します。

② 災害見舞金の支給（総合政策課 秘書・広報室）（82-8000）

市民の方で、住宅が火災に遭われた方に対して、お見舞金をお届けします。

③ 日本赤十字社救援物資お届け（福祉あんしん課 生活支援係）（82-8011）

救援物資として緊急セットなどをお届けします。

④ 生活資金の貸付（社会福祉協議会）（88-3711）

災害を受けたことにより臨時的に必要な資金などのご融資の相談を受け付けています。

⑤ 市営住宅等の特例入居（建設課 都市・住まい政策室）（82-8018）

火災等で住宅を失われた方については、特例で入居できる制度があり、家賃なども減免を受けることができます。罹災証明書をお持ちのうえ、ご相談ください。

⑥ 火災廃棄物の処理（市民課 市民生活室）（82-8007）

火災で発生したごみの持ち込みについて、罹災証明を受けて、減免を受けることができます。

⑦ 就学について（教育委員会 学校教育課）（82-8024）

火災により就学に必要な費用負担が困難になった家庭について、就学援助を受けることができます。

⑧ 国民健康保険証、印鑑登録証等の再交付（市民課窓口）（82-8007）

火災によって保険証等を焼失した場合は、再発行をいたします。

⑨ 税の減免、猶予（税務課）（82-8006）

市民税、国保税、固定資産税等の減免等についてご相談ください。

⑩ 上下水道の使用中止届等（上下水道課）（82-8019）

火災に伴って、上下水道を使用しなくなった場合、ご連絡ください。

また、火災によって家屋の一部又は全部が使用不能となった場合は、その火災が発生した月の使用料の減免を受けることができます。

⑪ その他の相談【弁護士相談等】（市民相談センター）（82-8008）

火災に伴う、法的な相談やさまざまな問題について、専門家や、担当部署にお繋ぎして、市民の皆さんの不安解消を図ります。